



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年9月4日金曜日 第743号

目次

- 落札者等の告示.....（税務課）… 493
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（9件）.....（経営支援課）… 493
- 道路の区域変更（県道無月宇和島線）.....（南予地方局管理課）… 498
- 道路の供用開始（ ）.....（ ）… 499

公 告

- 液体クロマトグラフ質量分析計の借入れ（リース）.....（業務衛生課）… 499

県議会告示

- 愛媛県議会議員章はい用規程の一部改正.....（議会事務局）… 500

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第944号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
県税システム機器の借入れ	愛媛県総務部行財政推進局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年8月26日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	1,229,800円 （月額）	一般競争入札	令和8年7月17日

○愛媛県告示第945号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ松江店	松山市松江町5番3外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテ イリング ほか4者	株式会社フジ ほか3者	令和7年 3月1日 ほか	
フジ北斎院店	松山市北斎院町698-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテ イリング 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	
フジ垣生店	松山市西垣生町207番2 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日

		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテ イリング ほか4者	株式会社フジ ほか5者	令和6年 9月1日 ほか	
フジ南久米店	松山市南久米町538 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテ イリング ほか2者	株式会社フジ ほか2者	令和7年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第946号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
フジグラン重信・DCM 重信店	東温市野田三丁目1 番13号 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦	令和8年 5月19日 ほか	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテ イリング ほか30者	株式会社フジ ほか29者	令和8年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第947号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 米山 学朋	令和8年 4月1日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ ほか100者	株式会社フジ ほか94者	令和8年 5月21日 ほか	
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 米山 学朋	令和8年 4月1日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社エディオン 代表取締役 久保 允彦 ほか3者	株式会社エディオン 代表取締役 久保 允彦 ほか3者	令和8年 3月1日 ほか	
エミフルMASAKI-C	伊予郡松前町東古泉文五郎分586 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 米山 学朋	令和8年 4月1日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジモータース ほか3者	愛媛ダイハツ販売株式会社 ほか3者	令和7年 8月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第948号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
フジグラン北宇和島	宇和島市伊吹町字タカヒ甲912番地2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか6者	株式会社フジ ほか7者	令和8年 2月10日 ほか	
フジ吉田店	宇和島市吉田町東小路甲175-3	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	
フジ宇和島店	宇和島市恵美須町二丁目3番28号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか5者	株式会社フジ ほか4者	令和7年 1月31日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第949号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
フジ広見店	北宇和郡鬼北町近永390番地	大規模小売店舗を設置する者	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 ほか2者	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 ほか1者	令和8年 5月19日 ほか	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか4者	株式会社フジ ほか2者	令和7年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第950号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
フジ南宇和店	南宇和郡愛南町城辺乙544番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日 ほか	

			南宇和郡愛南町城辺 甲1984番地 清水 哲史	南宇和郡愛南町城辺 甲1933番地 清水 哲史		
--	--	--	-------------------------------	-------------------------------	--	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第951号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フジグラン北浜	八幡浜市北浜一丁目 1590-24 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか8者	株式会社フジ ほか8者	令和7年 6月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第952号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フジ宇和店	西予市宇和町卯之町 四丁目654番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	令和8年 5月19日	令和8年 8月21日

		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか6者	株式会社フジ ほか4者	令和7年 8月31日 ほか
--	--	--------------------	-----------------------	----------------	---------------------

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第953号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ内子店	喜多郡内子町内子1447番 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 オリックス株式会社 代表執行役 高橋 英文	令和8年 6月23日 ほか	令和8年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか3者	株式会社フジ ほか2者	令和8年 5月31日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲593番9地先から 同市坂下津甲新20番5地先まで	旧	メートル 3.3～ 4.9	キロメートル 0.064	
		宇和島市坂下津甲593番17から 同市坂下津甲新20番10まで	新	10.2～13.7	0.064	

○愛媛県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲593番17から 同市坂下津甲新20番10まで	令和8年9月4日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

液体クロマトグラフ質量分析計の借入れ（リース）

(2) 借入物品名及び数量

液体クロマトグラフ質量分析計一式（使用に当たり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等一式を含む）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書、同別記及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日までの5年間

(5) 借入場所

愛媛県立衛生環境研究所2階精密機器室2

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入物品の設置期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

(3) 借入物品の搬入設置、必要な配管配線及び稼働調整を適確に実施し、かつ、機器調整や緊急時の修理対応が可能であること。

(4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(5) 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約を締結する希望がある者として、令和8年度から令和10年度までの競争入札参加資格審査申請を行い、受理されている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立衛生環境研究所総務調整課

〒791-0211

愛媛県東温市見奈良1545番地4

電話 (089)948-9678

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和8年10月22日（木）午後5時15分までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和8年10月5日（月）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和8年10月5日（月）までの日（土、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年10月23日（金）午前10時00分

愛媛県立衛生環境研究所1階多目的会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき、令和8年10月5日（月）午後5時15分までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出しなければならない。

なお、愛媛県立衛生環境研究所長から当該書類の内容に関し

説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立衛生環境研究所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: High-speed liquid chromatograph system with mass spectrometer, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 23 October 2026
(Time limit of tender by registered mail: 5:15 p.m., 22 October 2026)
- (3) For further information, please contact: General Affairs Coordinating Division, Ehime Prefectural Institute of Public Health and Environmental Science, 1545-4 Minara, Toon, Ehime 791-0211 Japan
TEL (089) 948-9678

県議会告示

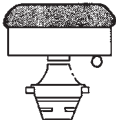
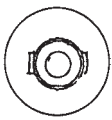
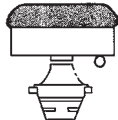
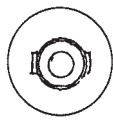
○愛媛県議会告示第3号

愛媛県議会議員章はい用規程（昭和23年12月31日愛媛県議会告示）の一部を次のように改正し、令和9年4月30日から施行する。

令和8年9月4日

愛媛県議会議長 松尾和久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別記様式（第2条関係） 議員章				別記様式（第2条関係） 議員章			
							
(側面)	(裏面)	(正面)		(側面)	(裏面)	(正面)	
寸	紺色モール	モール内部、オワン、ピン及びピン受け	皿及び芯	寸	紺色モール	モール内部、オワン、ピン及びピン受け	皿及び芯
法		真鍮 ^{ろくろ} 地金使用	純銀使用 金張り	法		真鍮 ^{ろくろ} 地金使用	純銀使用 一四金地金使用
直径一八ミリメートル 四・五ミリメートル	シホンベルベット使用			直径一八ミリメートル 四・五ミリメートル	シホンベルベット使用		